

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

29 June 2022

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 71

「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU およびその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は
メールにてご連絡ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 71 となる本号では、OECD がデジタル課税・第 1 の柱「Amount A に係る税の安定性のフレームワーク」及び「Amount A に関連する論点に係る税の安定性」の 2 つの公開協議文書を公表、英国テイクオーバー・コードにおける共同行為の定義の変更案の公表等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. グローバル

グローバル：OECD がデジタル課税・第 1 の柱「Amount A に係る税の安定性のフレームワーク」及び「Amount A に関連する論点に係る税の安定性」の 2 つの公開協議文書を公表

2. アジア

日本：BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用対象国にタイ、中国・香港が加わる

中国：デュアルユース品目（軍民両用物品）に関する輸出管理規則案の公表

3. 欧州

英国：英国テイクオーバー・コードにおける共同行為の定義の変更案の公表

イタリア：外国投資審査規制の改正－議会による政令の修正可決と新法成立

4. ESG/Sustainability

日本：公表サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインの骨子案の公表

米国：新疆ウイグル自治区からの調達及び規制対象の中国企業との取引についての開示を義務付ける法案

スイス：ESG 関連規制の最新動向と ESG 報告義務

ロシア及びウクライナ情勢 関連ブログ開設のお知らせ

ロシアによるウクライナ侵攻における情勢は、新たな制裁措置や規制が実施されるなど日々発展しています。

ペーカーマッケンジーでは、グローバルにビジネス展開されるクライアントの皆様が、このような動向を簡易に把握できるよう、制裁・輸出管理ブログを開設し最新情報を提供しています。

是非こちらからご覧ください。

1. グローバル

グローバル

OECD がデジタル課税・第 1 の柱「Amount A に係る税の安定性のフレームワーク」及び「Amount A に関連する論点に係る税の安定性」の 2 つの公開協議文書を公表

OECD は、2022 年 5 月 27 日付で、第 1 の柱における①「Amount A に係る税の安定性のフレームワーク（A Tax Certainty Framework for Amount A）」及び②

「Amount A に関連する論点に係る税の安定性（Tax Certainty for issues related to Amount A）」の二つの公開協議文書を公表した。これまでの公開協議文書と同様に、この最新の公開協議文書はまだドラフト段階であり、変更される可能性がある。OECD は、モデル規則を確定させる前に、まず Amount A に係る税の安定性のフレームワーク及び運用について協議し、合意することを求めている。

今回の公開協議文書における重要な点の一つは、これまでの Amount A の他の構成要素とは異なり、「Amount A に関連する論点に係る税の安定性に関する」モデル規則案はまだ公開されていないことである。すなわち、これらに関連する多くの未解決の問題がまだ解決されておらず、「Amount A に関する問題」の定義、「紛争解決パネル」の構成、「紛争解決メカニズムが選択的である法域」の定義、関連法域に二国間協定がない場合に紛争解決メカニズムを発動することができるかどうか等について、Inclusive Framework のメンバー（以下、「IF メンバー」）で合意が得られていないようである。これらの問題が IF メンバーによって解決された後に、モデル規則の草案が発表されることになる。

また公開協議文書によれば、対象となる問題は、移転価格調整と恒久的施設（PE）帰属所得の調整の問題に限定されることになる。これらの問題に関して、紛争解決メカニズムは、関連する納税者による相互協議申立（以下、「MAP」）から始まり、下記に記載する 9 ステップのプロセスを踏むことになる。この要請が MAP の開始日から 2 年以内に関連する権限ある当局によって解決されない場合、納税者は未解決の問題を紛争解決パネルに付託するよう要請することができる。紛争解決パネルの結果は、関連する税務当局を拘束し強制力を持つが、納税者はその結果を拒否し、国内での救済を求めることもできる。ただし、公開協議文書に記載されている紛争解決プロセスは、あくまでも二国間のものであり、多国間の紛争解決メカニズムについてはこの協議文書で著しく欠落していることに留意する必要がある。

紛争解決メカニズム（Amount A に関連する論点に係る税の安定性）

公開協議草案の基礎となった、2020 年 10 月 1 日のブループリントでは「多国間紛争解決」に言及していたが、今回の提案では二国間の紛争解決プロセスのみを記述しており、多国間の協力については言及されていない。これは、Amount A に関連する問題が、常に 2 つ以上の管轄区域で対象グループの納税義務に影響を与えるものであることを勘案すると懸念される点である。さらに、二国間紛争解決メカニズムは、例えば、既存の租税条約や EU の仲裁条約の手續など、紛争解決を強制する他の既存の仕組みがある場合には、適用されないと想定されている。紛争解決パネルは、それぞれの権限ある当局から 2 名と、管轄区域の国民または居住者でない 1 名の議長の 5 名のメンバーで構成される予定である。紛争が 2 以上の管轄区域にまたがる場合のパネルの追加メンバーについては言及されていない。紛争解決メカニズムは、以下の 9 段階のプロセスを踏むことになる。

ステップ 1

Amount A に関連する問題で直接影響を受ける対象グループのメンバーは、関連する二国間租税条約、または二国間条約がない場合は多国間条約の[X]条に従って、関連する権限ある当局に書面で MAP を提出する。要請に含まれる必要がある情報と

「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。パーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チームおよび国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



詳細については、まだコンセンサスが得られていない。しかし、MAP 申立には「標準的な」MAP 申立と同じ情報を含む必要があると思われる。対象グループは、申立の写しを他の権限ある当局に送付することが要求される。

ステップ 2

関係する権限ある当局は、対象グループに対し MAP 申請を受領したことを確認し、また、他の権限ある当局が MAP 申請を既に受領したことが明らかでない場合には、申請の写しを他の権限ある当局に送付する。

ステップ 3

ステップ 3 では、MAP 申立の開始日を決定する。この決定は、必要な通知を参照して行われる。MLI における仲裁規定と同様に、MAP の開始日は、問題が 2 年以内に解決されない場合、対象グループのメンバーによって紛争解決パネルが発動される可能性があるため重要である。

ステップ 4

問題が 2 年以内に解決されない場合、対象グループのメンバーは、ステップ 5 で任命される紛争解決パネルに問題を付託するよう要求することができる。

ステップ 5

両権限ある当局は、60 日以内に紛争解決パネルのメンバー 2 名を任命する。これらのパネルメンバーの任命後、独立したパネルメンバーは、その後 60 日以内に、専門家のリストから選ばれた別のパネルメンバーを議長として任命することができる。議長は、関連する権限ある当局の管轄区域の居住者または国民であってはならない。

ステップ 6 - 8

紛争解決パネルが設置されてから 60 日以内に、権限ある当局は、解決策と必要であればそれを裏付ける意見書を提出しなければならない。その後、さらに 60 日間の期間を経て、権限ある当局は回答を提出する機会が与えられる。回答提出の受領後、またはその後の 60 日間の期間終了後、紛争解決パネルは 180 日以内に、提出された 2 つの解決策のうち 1 つを選択する。紛争解決パネルは、両権限ある当局が他の方法で合意しない限り、最終提案 (last-best offer) を仲裁として選択する。

ステップ 9

権限ある当局は、紛争解決パネルの結果を反映し、解決策が対象グループのメンバーによって受け入れられた場合を想定して、相互協議の合意を締結する。対象グループのメンバーは結果を受け入れる必要はないが、受け入れなかった場合には、申立を行った納税者が費用を分担しなければならない場合がある。これで紛争解決手続は終了する。

上述の通り、現行の紛争解決メカニズムは、二国間紛争を対象として設計されている。Amount A では多国間紛争の発生も想定されるが、それについては言及されていない。各プロセスの期限は、プロセスを迅速化し、税務上の紛争が適時に解決されることを確実にするために、意図的に短く設定されているが、多くの場合複雑で新しい税務問題で、専門家による分析が必要なものを、このような短期間で解決することが、既にリソースの制約に直面している多くの権限ある当局にとって可能かどうかは疑問が残る。

紛争解決プロセスに係るコスト

一定の条件下では、対象グループのメンバーは、紛争解決プロセスのコストを負担しなければならない場合があることに留意すべきである。対象グループのメンバー

「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



が、紛争解決パネルの費用の少なくとも一部を負担することとなる状況は、第30条(b)に概説されている。例えば、問題の影響を直接受ける対象グループのメンバーが、紛争解決パネルの結果を受け入れない場合が該当する。権限ある当局の要請によってではなく、自発的に紛争解決の要請を取り下げた場合も、関連する納税者に直接的なコストが発生する可能性がある。これらの費用負担ルール案について、IFメンバーの意見は分かれている。納税者が結果を受け入れない場合に、紛争解決パネルの費用を負担しなければならないという事実は、紛争解決とMAPプロセスの自発的な性質を否定する可能性がある。しかし、このプロセスがもたらすコストとリソースの需要を考えると、IFメンバーの中には、このような状況下においては納税者が少なくともコストの一部を負担することが適切であるとする国もある。

今後の見通し

これまでにOECDは、Amount Aに係る構成単位の内、半分強の公開協議草案を公表している。今後は、「セグメンテーション」、「二重課税の排除」、「販売マーケティング利益に係るセーフハーバー」、「源泉税」、「管理及び一方的措置」に関する協議草案を公開する予定である。Amount Aの導入時期は既報の通り¹、OECD事務総長より2024年以降にずれ込む可能性が示唆されているが、一度決定されれば適用までに期間は短いと予想され、多国籍企業グループにおいては、公開協議草案の内容を精査の上、Amount Aが自社グループに適用されるか、またどのように適用されるか、今後のリスク低減策の見通しをつけておくことが望ましいだろう。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

日本

BEPS 防止措置実施条約（MLI）の適用対象国にタイ、中国・香港が加わる

概要

BEPS 防止措置実施条約（MLI）は、日本で批准され受諾書を寄託したことで2019年1月1日より発効している。もともと、二国間租税条約は相手国での批准、そして日本と相手国による留保及び通告の提出が当該二国間租税条約における効力発生要件となる。2022年に入り、タイ（2022年3月31日）、中国及び香港（2022年5月25日）についてそれぞれの国・地域の留保及び通告が提出され、2023年1月1日以降は日本とこれらの国・地域それぞれの留保及び通告がマッチングした条項について二国間租税条約が書き換えられるので留意が必要である。

タイ租税条約

タイ政府によって留保及び通告が2022年3月31日に提出され（日本は既に提出済み）、2023年1月1日以降に支払われる所得に対する源泉税、そして源泉税以外の租税については2023年1月1日以降に開始する課税年度について以下の条項が加えられ又は置き換えられる（条文番号はMLIの条文番号）。

- 第6条1（租税条約は二重非課税の機会を生じさせるものでないことを明らかにする前文の規定）

¹ 日本経済新聞 「デジタル課税「24年以降」 OECD事務総長 各国の調整難航」 2022年5月25日

「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となるとと思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



- 第7条1（取引等の主要な目的が租税条約の特典を受けることである場合にその特典を認めない規定）
- 第12条1及び2（恒久的施設を構成するものとされる代理人に関する規定）
- 第13条2（事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる活動に関する規定）
- 第13条4（関連者間で細分化された事業活動を組み合わせて恒久的施設を認定する規定）
- 第15条（企業と密接に関連する者の定義に関する規定）
- 第16条2第二文（相互協議の合意を実施する義務に関する規定）
- 第7条1、いわゆる主要目的テスト（Principal Purpose Test）（以下、「PPT」）が加わっているが、日系多国籍企業にとって日本とタイの租税条約の特典を得ることを目的としてタイに法人を設立するケースは基本的にないと考えられるので特に大きな影響はないと思われる。恒久的施設の定義規定については、基本的にその範囲を拡大する規定であり、日系多国籍企業のタイにおける恒久的施設の認定において影響が生じる可能性がある。また、相互協議の合意の実施義務以外の紛争解決規定は、タイが留保したことで租税条約には加わらないことになったと考えられる。

中国

中国政府が、その留保及び通告を2022年5月25日に提出（日本は提出済み）したことで、2023年1月1日から下記の規定が適用されることになる。

- 第4条1（双方居住者で個人以外のを租税条約の適用上いずれか一方の当事国の居住者に振り分ける規定）
- 第6条1（租税条約は二重非課税の機会を生じさせるものでないことを明らかにする前文の規定）
- 第6条3（経済関係の発展及び租税に関する当事国間の協力の強化に関する前文の規定）
- 第7条1（取引等の主要な目的が租税条約の特典を受けることである場合にその特典を認めない規定）
- 第17条1（独立企業原則に沿った課税に係る対応的調整に関する規定）

日本が適用を選択している規定の内ほとんどについて中国は留保していると考えられ、MLIによって置き換えられる規定は限定的である。課税関係に影響を与える項目については、恒久的施設の定義規定をはじめ、MLIによって置き換えられる項目はPPT以外にはないと考えられる。また、日本が適用をしている相互協議の改善に関する規定（MLI第16条関係）や義務的な仲裁手続（MLI第6部）などの紛争解決手続は留保されることとなった。

香港

香港についても、その留保及び通告が2022年5月25日に提出（日本は提出済み）されたことで、中国との租税条約と同様に2023年1月1日から下記の規定が適用されることになる。

- 第6条1（租税条約は二重非課税の機会を生じさせるものでないことを明らかにする前文の規定）

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域におけるSPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境がSPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート（無料）をご希望の方は、[メール](#)にてご連絡ください。



- 第6条3（経済関係の発展及び租税に関する当事国間の協力の強化に関する前文の規定）
- 第7条1（取引等の主要な目的が租税条約の特典を受けることである場合にその特典を認めない規定）
- 第16条1第一文（租税条約の規定に適合しない課税に係る事案の申立てに関する規定）

中国同様に課税関係に影響があると考えられる項目は限定的で、紛争解決手段に関する事項は実質的に変更のある項目はない。PPTに関しては、既存の租税協定の第26条（減免の制限）において、同様の規定があり、既存の租税協定では「特典を受けることを主たる目的とする場合」とされているところが、MLIでは「特典を受けることを主たる目的の一つ」となり、射程距離が拡大されたとも解釈し得る点で差異が生じる可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

中国

デュアルユース品目（軍民両用物品）に関する輸出管理規則案の公表

輸出管理法（以下、「ECL」）の施行から1年以上が経過した2022年4月22日、商務部はデュアルユース品目（軍民両用物品）の輸出管理規則案（以下、「本規則案」）を公表し、パブリックコメントの募集を開始した。以下、本規則案に関して留意すべき事項について概説する。

管理規制の対象となる品目の範囲

本規則案は、デュアルユース品目に関する輸出管理の実施について具体的に定める一方で、中国において規制される非デュアルユース品目の輸出についても規制当局がルールを適用することを可能とする条項も規定している。かかる非デュアルユース品目には、ECLと併存する技術輸出入管理条例の下で現在規制の対象とされている技術（IC設計、デザイン等）の輸出が含まれる可能性がある。

輸出管理区分及び輸出地域規制

現在、ECLの下で輸出管理の対象となるデュアルユース品目は、技術名及び品目毎に設定される関税分類コードに基づいて特定されているところ、本規則案においては「輸出管理分類コード」及び「輸出地域リスク等級制度」の整備への言及がされており、中国が、最終的に、米国輸出管理規則（以下、「EAR」）体制の下での輸出管理分類番号及びカントリーチャートに類似したシステムを採用する可能性が示唆される。かかるアプローチは、国際的な輸出管理制度の遵守を促進するという商務部の全体的な目標に沿うものである。

外国当局による調査への協力の禁止

本規則案では、中国の個人及び企業が、商務部の許可なく、中国国内で実施される輸出管理に関するインタビューや調査（例：最終用途／エンドユーザーの確認を含む）について、外国の政府機関に協力すること又は協力に合意することが明確に禁止されている。かかる規制の下でどのように商務部の承認を得ることができるのか、また、外国の輸出管理制度に基づく輸出許可の遵守及び確保にどのような影響が生じるのかは明らかでない。

一般輸出許可制度

本規則案は、(i) 多数の品目について多数のエンドユーザーへの輸出に2年間適用され得る一般輸出許可及び(ii) 特定の品目について特定のエンドユーザーへの輸出に適用され得る特定輸出許可の二種類の許可制度を定めている。一般輸出許可の利用可能性は、輸出管理遵守状況や内部コンプライアンスプログラムの実施状況、過去2年間の輸出や許可申請の記録、関連する取引の流れや販売経路など、様々な要因によって左右される。

許可要件の免除

本規則案において定められている許可要件の免除は歓迎されており、以下のような場面でビジネスを促進することが期待される。

- メンテナンス、テスト、検査のために中国に持ち込まれた物品を、合理的な期間内に輸出国に再輸出する場合
- 中国で開催される展示会のために中国に持ち込まれた物品を、展示会終了後直ちに輸出国へ再輸出する場合
- メンテナンス目的で民間航空機の部品等を輸出する場合
- その他、商務部が定める場合

上記の場面において、許可要件の免除の対象となると考える輸出者は、輸出の実行前に商務部に登録することができる。

最終用途の管理

輸出品の最終用途が変更される場合、輸出品の外国におけるエンドユーザーは、予想される最終用途の変更について、中国の輸出者を通じて商務部に承認を申請する義務を負う。

キャッチオール条項

キャッチオール条項に該当する輸出取引（管理規制リストに含まれていない品目の輸出）については、輸出者及び外国輸入者は、その品目の使用に関する、輸出の日から3年以内に生じる国家の安全及び利益に関わるリスク、大量破壊兵器に関わるリスク並びにテロのリスクを商務部に報告する義務を負う。

ブラックリスト制度

EARにおけるエンティティリストにほぼ相当する、輸入業者又はエンドユーザーのECLにおける「ブラックリスト」について、より具体的な規定が設けられ、ブラックリストに掲載された輸入業者又はエンドユーザーに品目が輸出される場合の一般輸出許可及び許可要件免除の否定、並びにリストからの除外を求める手続が規定されている。

関連当事者となる第三者の責任

ECLに引き続き、本規則案では、ECLの下で禁止される輸出取引を促進した場合の、仲介業者、代行業者、フォワードナー、電子商取引プラットフォーム、金融サービスなど、サプライチェーンに関わる第三者の責任がさらに強調されている。具体的には、仲介、輸送、配送、税関申告、第三者電子商取引プラットフォーム、金融サービスを提供する個人又は企業が、輸出者が輸出管理規制の違反に関与していることを発見した場合、直ちに当該サービスの提供を中止し、商務部に報告する義務を負う。

他の政府機関と連携した規制体制

本規則案が正式に採択された場合、商務部が、中国の公安、安全保障、金融規制、市場規制、税関、公共交通などを担当する上位機関を含む他の政府機関と連携して、執行措置を行う体制が導入されることとなる。

内部コンプライアンスプログラム

義務ではないものの、一般輸出許可の付与や輸出管理規制に違反した場合の罰則の軽減といった一定の利益を輸出者に与えるために、内部コンプライアンスプログラムの導入が奨励されている。

再輸出規制

ECLと同様、本規則案においても「再輸出」への言及がされているが、それ以上の詳細な説明はされておらず、輸出先国から他国への輸出にまで及ぶ「再輸出」規制の実施について、商務部がまだ方針を決定していないことが示唆される。

[最初のページに戻る](#)

3. 欧州

英国

英国テイクオーバー・コードにおける共同行為の定義の変更案の公表

英国のテイクオーバー・パネル（以下、「パネル」）は、英国テイクオーバー・コード（以下、「コード」）における共同行為（acting in concert）の定義の変更（以下、「本変更」）を提案するコンサルテーション・ペーパーを公表した。本変更の大部分は「共同行為」に関する既存の実務を明文化したものであるが、共同行為者に該当するか否かは、最低買付価格の決定や義務的公開買付け規制の対象となるか否かに関係するなど重大な影響が生じうるため、その内容を理解することは非常に重要である。コンサルテーション・ペーパーに対するコメントの期限は2022年9月23日までとされており、パネルは2022年後半にコードの最終的な改正案と共に回答書を公表し、回答書の公表から約2か月後に改正後のコードが施行される予定である。以下、本変更の主要な点を概説する。

コードは、公開買付の当事者（買付者又は対象会社）及び当該当事者の「共同行為者」に該当する者を実質的に単一の者として扱うというアプローチをとっている。「共同行為者」の定義には複数の類型が存在するが、本変更はそのうちの一つの「共同行為者」であると推定される類型に焦点を当てている。

閾値の引き上げ及び適用対象の明文化

現行のコードにおいて、会社の親会社、子会社、及び20%以上の株主資本（equity share capital）を保有又は支配している関連会社は「共同行為者」と推定される。本変更では、この関連会社に関する20%の閾値を30%へと引き上げ、コードにおける「支配（control）」の定義の閾値に対応させている。

また、本変更では、上記の推定規定が①議決権付株式（株主資本であるか否かを問わない）及び②株主資本（議決権の有無を問わない）の両方に適用されるという既存の実務を明文化している。

さらに、本変更では、30%の閾値について、議決権と株主資本とで適用が異なることが明確にされている。すなわち、議決権の割合は、間接的に保有する場合であっても希薄化しないものとして扱われるが、株主資本の割合は、出資比率が50%以上でない限り、通常間接的に保有する場合には希薄化されるものとして計算される。例えば、AがBの議決権付株式の30%を保有し、BがCの（無議決権）株主資本の60%を保有している場合、A、B及びCはそれぞれ他の二者と共同していると推定される。これに対し、AがBの（無議決権）株主資本の30%を保有し、BがCの（無議決権）株主資本の30%を保有している場合、AはBと、BはCと共同していると推定されるが、AのCに対する株主資本の持分はCの株主資本の9%（30%のさらに30%）という希薄化された持分であるとされ、A及びCは互いに共同している者とは推定されないことになる。

ファンド及びリミテッドパートナーシップへの適用

本変更により、上述の推定規定は、会社のみならず、ファンド及びリミテッドパートナーシップにも適用されることが明文化される。

また、買付者、コンソーシアムの投資家又は買付対象者の投資マネージャー若しくは投資アドバイザーは、それらに支配される者、支配する者、同じ支配下にある者とともに、当該買付者又は買付対象者と共同して行動していると推定される旨が新たに規定される。

なお、現行のコードにおいては、ファンドを一任運用するファンドマネージャーは、ファンドの資金の拠出者の「共同行為者」と推定されているが、当該推定規定は削除される予定である。

投資ビークル及びコンソーシアムの公開買付

現行のコードにおいては、公開買付のために設立されたビークルを介して投資する場合などにおけるコンソーシアムの投資家は、買付者と共同して行動しているものとして扱われている。この点に関連して、本変更では、エクイティファイナンスが投資マネージャー又はアドバイザーが一任運用するファンドによって提供される場合、①ファンド自体、②ファンドの投資マネージャー若しくはアドバイザー、又は③ファンドの投資家であり、(a) 買付者に対して直接又は間接に持分の30%以上を保有する者、若しくは(b) ファンドのリミテッドパートナーシップ持分の50%以上を保有する者が、買付者と共同して行動していると判断することが提案されている。

投資マネージャー若しくはアドバイザー又は投資家が、より大きな規模の組織の一部である場合、当該組織の他の部分は、通常かかる者及び買付者と共同して行動していると推定される。パネルは、コンソーシアムの公開買付の場合、買付者への出資規模などの状況を踏まえ組織の他の部分が独立していると判断した場合、当該推定を放棄する可能性がある。本変更では、パネルが、当該推定を放棄するか否かの判断において参照する買付者への出資規模に関する判断基準を以下のとおり厳格化することを提案している。

- 10%以下（従来から変更なし）：パネルは通常上記の推定を放棄することに同意する
- 10%以上 30%未満（50%から引き下げ）：状況に応じてパネルが上記の推定を放棄することに同意する可能性がある
- 30%以上（50%以上から引き下げ）：パネルは通常、上記の推定の放棄に同意しない

[最初のページに戻る](#)

イタリア

外国投資審査規制の改正－議会による政令の修正可決と新法成立

2022年5月20日、イタリア議会は、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて政府が外国投資審査規制を大幅に変更すべく2022年3月に制定した政令第21/2022号（当該政令については本記事参照）を可決し、これにより2022年5月20日付法第51号（以下、「法第51/2022号」）が成立した。

前提として、イタリア憲法上、国レベルの立法権は議会に属するところ、一般のロシアの侵攻により生じた経済的・人道的非常事態のような緊急時には、例外的に、政府が、議会による制定法と同一の拘束力を有する政令（law-decree）を定めることが認められている。ただし、当該政令の有効期間は最長60日間であり、議会は、この期間中に政令の可決又は修正可決を行うことも、そのいずれも行わず60日間の期間を満了させ実質的に否決とすることもでき、後者の場合には政令は失効することとなる。

今回の法第51/2022号の成立に際して、政令第21/2022号は原案どおり可決されたわけではなく、議会によってTMT業界を含む複数業種における外国投資審査制度への変更が加えられた。議会による主な変更点は、以下の通りである。

政府への外国投資審査届出及び政府による許可の義務化拡大

上記届出・許可の義務化は、戦略的な資産を保有する企業の支配権変動のみならず、新会社の設立であって、一又は二以上のEU域外の個人又は法人がその資本金又は議決権の10%以上を保有し、かつ外国投資審査の目的上戦略的な活動を行い又は資産を保有することとなる場合（以下、「規制対象新会社」）の設立にも拡大適用されることとなる。

EU域外にあるとされる個人及び法人の定義の拡張

上記定義が拡張され、今後は、以下に該当する個人又は法人もEU域外にあるものとみなされる。

- ① EU加盟国の国籍を有しない個人、又は、EU加盟国の国籍を有するが、EU若しくは欧州経済領域（以下、「EEA」）内に居住していない若しくは主たる事業所を有していない個人
- ② EU又はEEA内に登録事務所、経営の拠点又は主たる事業所を有していない法人
- ③ EU又はEEA内に登録事務所、経営の拠点又は主たる事業所を有するが、上記(i)又は(ii)に該当する個人又は法人が直接的又は間接的に支配している法人
- ④ EU若しくはEEA加盟国の市民権（citizenship）/国籍（nationality）を有し、又は、EU若しくはEEA加盟国に居住し、若しくは登録事務所・経営の拠点・主たる事業所のいずれかを有する個人又は法人であって、外国投資審査規制潜脱の意図を示唆する要素がある個人又は法人

今後、投資家や多国籍企業が規制対象新会社を通じてイタリアに進出する際、外国投資審査に係る届出及び政府の許可取得に要する期間を考慮しなければならない点において、上記の変更は外国投資審査制度の重要な転換点となることが予想される。これらは、イタリア国内に戦略的資産を保有する既存企業の買収の場面ではおそらく従前より検討されてきたような事項ではあるが、投資家や多国籍企業は改めて留意する必要がある。

4. ESG/Sustainability

日本

サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドラインの骨子案の公表

経済産業省設置の「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」（以下、「本検討会」）は、第3回検討会の配布資料として、サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン（以下、「本ガイドライン」）の骨子案（以下、「本骨子案」）を公表した。

本検討会において検討されている本ガイドラインは、人権尊重に関する具体的な取り組み方法が分からないという企業の声に応えるべく、国連指導原則を始めとする国際的なスタンダードに則ったガイドラインを策定し、サプライチェーンにおける人権尊重に関する国際協調と併せて、企業が公平な競争条件のもとで積極的に人権尊重に取り組むことのできる環境を整備することを目的として議論されているものであり、本検討会により2022年夏を目途に取り纏められることが予定されている。

本骨子案によると、本ガイドラインにおいては、人権方針の策定、人権デューデリジェンスの実施、自社が引き起こし又は助長した人権への悪影響に対する救済などに関する指針が示され、その項目建てからは、国連指導原則等に基本的に依拠した内容となることが推測される。また、本ガイドラインには、補足説明資料等の参考資料も添付される予定とのことである。

人権尊重の取組に関する具体的な指針については、本骨子案を前提として今後の本検討会において議論され、本ガイドライン案としてパブリックコメントに付される予定である。欧州連合（EU）におけるサステナビリティに関するデューデリジェンスの義務化の議論等のサステナビリティや人権に関する国際的な動向の中で、人権尊重の取組を積極化させる日本企業はますます増えている。そのような日本企業にとって本ガイドラインがどの程度有用な羅針盤となるのか、本検討会における議論の状況を引き続き注視する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

米国

新疆ウイグル自治区からの調達及び規制対象の中国企業との取引についての開示を義務付ける法案

5月上旬、上院議員より、新疆ウイグル自治区における強制労働を利用した製品の調達活動に関する開示を含む、中国に関する開示義務を課す法案（以下、「本法案」）が提出された。本法案は、すべての上場企業に適用され、米国証券取引委員会（以下、「SEC」）が提案したESG開示及び2022年6月21日に施行されたウイグル強制労働防止法（以下、「UFLPA」）を補足するものである（UFLPAについての詳細は、[本アラート参照](#)）。1930年関税法第307条、合衆国法典第19巻§1307に基づき、強制労働により生産された製品の輸入は既に禁止されており、また、UFLPAは、新疆ウイグル自治区で全部又は一部が採掘又は生産された製品は強制労働により生産されたものと推定すると定める。本法案は、既存の義務をさらに一歩進め、上場企業に、新疆ウイグル自治区との直接の調達関係を開示することも義務付けている。

具体的には、本法案は、SEC に対し、ESG 報告に関するガイダンスの一環として、上場企業に下記の項目を開示するよう義務付けることを求める。

- 中国新疆ウイグル自治区の強制労働を利用した製品に直接関連する米国への輸入品のサプライチェーンに関する調達及びデューデリジェンス活動
- 商務省のエンティティリストに掲載された企業、又は、財務省により中国軍産複合企業と指定された企業との取引

現行の規則及び UFLPA に基づく輸入禁止又は責任のリスクを回避するため、新疆ウイグル自治区からの製品を含むサプライチェーンを開示するにあたっては、関連する製品が強制労働を用いたものではないという「明確かつ説得力のある証拠」をもって、UFLPA における強制労働の推定を覆さなければならない。もっとも、多くの企業が中国のサプライヤーや下請業者の労働慣行までは十分に把握しておらず実際には困難と思われる。

さらに、本法案は、中国に施設を有する上場企業に対し、年 1 回、その事業運営における中国共産党委員会の有無、そして有る場合には、当該委員会が参加した行動及び企業の決定の概要を開示することを求める。

本法案では明記されていないが、SEC が他の開示義務と同様にこの法律を執行する可能性が高いため、SEC の虚偽又は誤解を招く記載に対する民事上又は刑事上の罰則の基準、並びに様々な不公正な商慣習に関する各州法に基づく責任が適用されることになる。

本法案は、まだ上院での審議の初期段階にあり、可決される可能性は明確ではない。本法案が可決されれば、上場企業は、特に中国のサプライヤーを含めたサプライチェーンマップを作成し、強制労働のリスクを特定するのに十分なデューデリジェンスを行うことが義務付けられる。本法案に基づく開示は、SEC による強制執行の可能性に加えて、米国の輸入及び制裁対象者との取引を規制する既存の法律に基づく禁輸措置、規制当局からの照会などの潜在的な責任をもたらす可能性がある。SEC の ESG 開示制度からも明白であるが、本法案は、サプライチェーンの透明性と企業の説明責任強化に向けた大きな潮流を示している。

[最初のページに戻る](#)

スイス

ESG 関連規制の最新動向と ESG 報告義務

スイスでは、近年、ESG 報告、開示、及びデューデリジェンスにおける法整備に重要な進展が見られている。本稿では、これらの ESG 関連規制が、スイス企業及びスイスに進出している外国企業に与える影響や、ESG 報告やデューデリジェンスの義務が拡大する中で、経営者が考慮すべき重要なポイントについて紹介する。

ESG 関連規制の動向

以下のとおり、スイスでは、国内の多国籍企業や国内で事業を展開する外国企業にも係る法整備が進み、ESG 報告・開示及びデューデリジェンスのための包括的な枠組みが構築されつつある。

- 2021 年 5 月、スイス金融市場監督庁は、Circulars "Disclosure - banks" (Circular 2016/1) と "Disclosure - insurers" (Circular 2016/2) を改正し、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) に沿って大手の銀行と保険会社に対する報告義務を導入した。

- 2021年11月、スイス政府は財務局に対し、環境・運輸・エネルギー・通信省と協議の上、グリーンウォッシュを防止するための金融市場法の改正を提案するよう命じた。金融機関に対する追加的な開示義務は、融資を必要とする非金融企業にも影響を与えることが想定される。
- 2021年12月、スイス連邦評議会は、鉱物及び紛争地域と児童労働に関するデューデリジェンスと透明性（DDTrO）に関する施行令を発表した。この施行令では、紛争鉱物及び児童労働の分野における新たな特定のESG報告及びデューデリジェンスの要件に関し、さらなる詳細を規定している。DDTrOは、Responsible Business Initiative（海外での人権や環境に対する企業の責任をスイス連邦憲法に導入することを目指すスイニシアティブ。以下、「RBI」）の対案として導入されたスイス債権法の改正とともに、2022年1月1日に発効した。新しく導入されたデューデリジェンスの要件は、2023年に開始される会計年度から適用され、これに基づく報告書は、2024年に発行されることになる。
- 2022年3月、スイス政府は、気候変動報告義務に関する施行令案を公表した。この施行令案は、スイスの大企業がTCFDの勧告に従った気候関連情報開示を行うことを義務付けている。施行令は、2023年1月1日に施行される予定である。したがって、当該気候変動報告義務は、2023年に開始される会計年度から適用され、ESG報告書に統合される形で、2024年より発行されることになる。

ESG 報告義務

ESG報告義務は、スイスに本社を置く公益企業（上場企業、銀行、保険会社、その他のスイス連邦金融市場監督機構（FINMA）の監督下にある金融機関）で、スイス国内及び国外の子会社と合わせて、(i)年平均500FTE（フルタイム当量）以上の従業員を雇用し、(ii)2年連続で資産2000万スイスフラン又は売上高4000万スイスフラン以上の会社に適用される。

FINMAが規制する金融機関以外の公益企業では、スイスで設立され、かつ、スイス又は海外で上場している企業、債券を発行している企業、資産又は売上高の少なくとも20%が当該企業の連結会計に寄与している企業がESG報告義務の適用を受ける。

ESG報告書には、企業による事業活動が環境に与える影響（CO2削減目標を含む）を理解するために必要な情報、及びバリューチェーン全体における従業員、人権尊重、汚職防止に関する社会的関心事を記載する必要がある。

ESG報告要件はEUの非財務報告指令（指令2014/95）をモデルとしており、具体的には、以下の項目を記載することが求められる。

- 会社のビジネスモデル
- 会社の事業活動や、取引関係、製品、サービスから生じる主なESGリスク（リスク評価）
- デューデリジェンスを含む、ESGリスクに対処するために追求した方針（方針とデューデリジェンス）
- これらの方針の結果（成果）
- ESGリスクへの企業の対応に関して適用される非財務的な主要業績評価指標（KPI）

企業が特定のESGリスク分野に対応する方針を持たない場合には、報告書にはその理由を説明することが求められる。

報告書はスイスの公用語又は英語で作成することが可能である。報告書は取締役会及び株主総会で承認され、10年間はウェブ上で公開されなければならない。

TCFD 提言に基づく新たな ESG 報告義務

前述のとおり、スイス政府は、ESG 報告義務の一部として、TCFD の提言に基づく報告義務を導入することを施行令案にて発表しており、前述の ESG 報告義務を負う企業は、施行令により、新たに TCFD の提言に基づく報告義務を負うことになる。もともと、企業は、気候変動問題に関する報告義務を満たしていることを具体的に示すか、気候変動問題に取り組む方針がない理由を説明することで、TCFD の提言以外の開示指針に基づき報告を行うことも認められている。

なお、前述の通り、TCFD の提言に基づく報告義務は、FINMA Circulars 2016/1 及び 2016/2 に基づき、既に大手銀行及び大手保険会社に適用されている。

経営者が考慮すべき事項

ESG 関連規制は、スイス、欧州以外の地域でも進展しているが、これはすでに施行されている規制に加え、企業の活動に関連する環境への悪影響に対する企業の説明責任を強化する数多くの立法措置がグローバルな規模で進行中であるということの意味している。企業は、海外の現地子会社を通じて商品やサービスを提供したり、海外企業に商品を供給したりする場合、対象となる国・地域における新しい規制の影響を受ける可能性がある。

そのような情勢において、企業の経営者は、以下のような事項を考慮し、新たな ESG 関連規制に対応していくことが求められる。

- はじめに、ESG 報告・開示の枠組みが構築されつつある中、順次施行される個々の規制への場当たりの対応ではなく、長期的な視点で包括的な ESG 報告戦略を策定することが求められる。
- 企業の「ESG レピュテーション」は、投資家や消費者の関心を市場で獲得するための差別化要因として利用されているが、ESG 報告をブランディングやマーケティングツールとして利用することには謙抑的であることが必要である。今般、ESG 関連の訴訟は増加傾向にある。誤解を招いたり、裏付けを欠いたりするような不正確な開示から生じ得る法的責任を将来的に回避するためには、外部アドバイザーによるレビューを受けることも含め、正確性・客観性が担保された報告・開示を行うことを優先すべきである。
- スイス企業にもみられるように、金融機関に対しては、リスク評価や報告・開示要件がさらに厳しくなる傾向がある。ESG に関する課題の解決を推進するため、融資先やその他の金融スポンサーと連携し、資金調達必要性に先駆けて、リスク評価や報告・開示要件をある程度予測することが求められる。
- 報告義務に加えて、ますます厳しいデューデリジェンス要件が法制化されているため、ビジネスプロセス、ポリシー、管理環境を見直し、新しい規制に対応できる追加のプロセス、ポリシー、管理環境を導入する機会を検討することが重要である。

[最初のページに戻る](#)